

回 覧

令和5年6月度定例班長会

梅雨入りと同時に、高温の日が続いています。熱中症に気を付けてお過ごし下さい。突然の豪雨など「自然災害」を想定され心の準備を心がけて下さい。コロナ感染対策は自己判断ではありますが、対応方よろしく願いいたします。

「審議事項」

- ・管原神社の屋根工事に伴う、工事代金の支出について

緊急に、本殿屋根の工事を行っています。その工事代金の抛出についてご審議をお願い致します。

当初は、瓦を止める「シックイ」の取り換えのみを考えていましたが、プロの方が屋根上に登り調査したところ雨漏り等がひどく、総体的に屋根全体が弱体化（老朽化）しているとの結果でした。

神殿の屋根の崩壊等を考え「宮座会」を開催し、改修工事の発注を検討し「宮座会」全員の賛同を受け、工事の発注を行ったところです。

なお、工事代金は「220万円」の見積を受けています。

- ・規 約 原町「積立金」支出細則

第二条 特別な支出として適用されるものは次のとおりとする。

第3項 神社の維持管理に必要な工事 と明記されています。

これにより、「積立金」からの支出をお願いする次第です。

賛 成

反 対

「周知連絡事項」

1 6月11日（日）基里中学校生徒との「大人としゃべり場」が、対面式で四年ぶりに開催されました。原町からも「大人役」で20名の方が参加して頂き、老若相まみえて楽しい時間を過ごすことが出来ました。アンケートでは、来年も継続して開催して欲しいとの意見が多くありました。大人役で参加された方、大変お疲れ様でした。

2 月曜・木曜日に家庭で出る「生ゴミ」の提出時のお願い

毎週、原町は「月曜・木曜日」に家庭用「生ゴミ」を出して頂いています。各集荷場を見ていると、カラス等の鳥獣類被害が多数見受けられます。ゴミ袋が食いちぎられて、生ゴミが散乱しています。袋を結ぶ前に新聞紙等で中身を隠した状態にして頂き、集荷場の網の中に収めて下さい。悪臭が拡散しますし、不衛生にならないようにご協力をお願い致します。

「区長会報告事項」

・特にありません。

「今後の行事予定」

| | | | |
|----------|---------------|------|----------|
| 7月 9日（日） | フラバールバレーボール大会 | 8時～ | 基里体育センター |
| 7月27日（木） | 7月度定例班長会 | 19時～ | 原町公民館 |

原町ホームページアドレス及びQRコード

原町ホームページ

<https://harumachi.net>

QRコード



原町「積立金」支出細則

第一条 本基準は、不適切な会計を防止し、積立金が有効かつ適正に運用されることを目的とする。

第二条 特別な支出として適用されるものは次のとおりとする

- 1、原町公民館（大野公民館を含む）の維持管理に必要な、塗装（屋根、外壁、内部）工事、白蟻駆除・置替え工事、空調設備工事及び関連する付帯工事。
- 2、原町公民館（神社境内）敷地内及び原町大野公民館敷地内、並びに観音堂横広場の樹木伐採・剪定の工事
- 3、神社の維持管理に必要な工事。
- 4、非常災害発生時における臨時的な特別支出。

第三条 工事費等の支出に係わる手順は次のとおりとする。

- 1 直近に工事をする必要があると思われる場合は以下による。
 - イ 直近に開かれる班長会議でその経緯を説明し、賛否の議決を受けてから、工事発注の準備に入る。
 - ロ 当該工事の施行可能な業者複数社以上から、見積を徴収し、次回の班長会議に諮る。
 - ハ 班長会議で決定した施行業者、工事内容（一括・分割含む）、工事金額、工事期間等を検討のうえ当該施行業者と折衝し、工事に着手する。
 - ニ 工事状況を適宜監督し、工事が適切に行われたことを確認した後に会計処理をする。
- 2、既に発生しており、早急に工事をしなければならない場合は以下による。
 - イ 当該工事の施行可能な業者複数社以上から見積を徴収し、直近の班長会議に諮り、施行業者、工事内容（一括・分割含む）、工事金額、工事機関を決定する。
 - ロ 班長会議の結果を受けて、当該施行業者と折衝し、工事に着手する。
 - ハ 工事状況を適宜監督し、工事が適切に行われたことを確認した後に、会計処理する。

第四条 非常災害時における臨時的な特別支出。

- 1 臨時班長会議を招集し、発生内容に応じた対応や処置を協議し、直ちに実行する。

この支出細則は、平成二十三年十二月二十七日より執行する。